

第 12 回厚生文教常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 3 年 9 月 22 日 (水曜)		午前 1 1 時 1 0 分 開会	
	休憩 12:02-13:10		13:30-31	
			午後 1 時 4 7 分 閉会	
	休憩時間：1 時間 9 分		会議時間：1 時間 2 8 分	
会議場所	役場 3 階 委員会室			
出席委員 氏 名	委員長	渡辺洋一郎	委員	正村紀美子
	副委員長	黒田 栄継	委員	堀 切 忠
	委員	常通 直人	委員	橋本 和仁
	委員	西尾 一則		
	委員	柴田 正博		議長 早苗 豊
説明員	子育て支援課長	杉山ゆかり	同障がい福祉係主査	林 早 織
	同発達支援センター長	有本 和晃		
	同発達支援係長	山 崎 清		
	健康福祉課長	大野 邦彦		
	同障がい福祉係長	矢野 貴士		
参考人				
欠席委員 氏 名				
事務局職員	事務局長 安田 敦史	総務係主査 上田瑞紀		
<p>『会議に付した事件と会議結果など』</p> <p>1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。</p> <p>2 議 件 (1) 調査事項 ア 放課後等デイサービス事業について 資料 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長：担当課の説明を求める。 ・子育て支援課長：事業の背景及び概要の説明。発達支援センター長から具体説明の発言。 ・発達支援センター長（以下「センター長」）：資料説明（事業の「位置付け」「現状」「課題と解決策」「事業展開」「スケジュール」の説明） ・委員長：質疑はないか？ ・常通委員：事業実施場所については、昨年度から機能している「生活体験住宅」の相談員が居住していた場所と認識するが、これまでの経過と現状はどのようになっているのか？また相談員が（生活体験住宅の）隣に居住しないことの課題はないか？ ・健康福祉課長：相談員（地域おこし協力隊員）が（生活体験住宅に）隣接居住するこ 				

とで、安心感と共に（反面、近過ぎることによる）プライベートへの影響も少なからずあり、表裏一体のメリット・デメリットはあった。また、相談員が単身で暮らすには住居規模が大き過ぎる実態もあり、そのため、生活体験住宅の近くに一人で暮らす適当な広さの借家が見つかったことから転居し、相談員としての機能が果たせる状況を確認している。

- ・ 常通委員：生活体験住宅の用途の今後の展開は？
- ・ 健康福祉課長：（生活体験住宅の）利用度は高いので、今後に向けても当初からの機能を継続していきたい。
- ・ 正村委員：生活体験住宅を含めて、当初（令和元年5月：合同委員会、6月：定例会議最終日）、町から説明を受けた旧国有財産一帯を取得する際の「土地利用」や「用途」の説明と比べると、拡大解釈と見える方向に進んでいるように感じるが、現在の町の考え方や経過はどうなっているのか？
- ・ 子育て支援課長：放課後等デイサービス事業（以下「放課後デイ」という。）については、障がい者の自立に向けた機能（手法）であり、生活体験住宅と目指す成果は同様なので、土地利用の解釈を変更したものではない。
- ・ 健康福祉課長：財産取得の際に議会に説明している用途は2種類限定（農業従事者用居宅及び障がい者就労支援シェアハウス。以下「シェアハウス等」という。）であり、その趣旨は変わっていない。（第6期障がい者・障がい児）計画においても、本日説明している事業を位置付けている。
- ・ 正村委員：早期発見、早期支援という事業の趣旨及び今回の個別事業の意義は、十分理解できる。ただ、本日、説明いただいている事業を実施するにあたっては、事前に整理すべき課題が山積していることを危惧するものである。
- ・ 健康福祉課長：繰り返しになるが、計画にも事業の趣旨は位置付けられているものと判断し、検討を進めていることを理解いただきたい。
- ・ 正村委員：資料に記載されている「行政財産使用の詳細検討中」とは、具体的に何か？
- ・ 子育て支援課長：庁内における共通指針として「芽室町町有財産利活用等基本方針」を今般策定した。これに基づき、当該事業を具体的にどのように取扱うかを今後検討していく意味である。
- ・ 正村委員：現在、想定している民間事業者に対して、使用許可の期間は1年か、または違う期間か？
- ・ 健康福祉課長：事業内容を鑑みると、一定年数と捉えている。
- ・ 正村委員：当該事業は重要度の高いものであり、本来は諸課題（土地利用、財産使用）を整理し、年度当初に予算計上し取り組んでいくべき事案と考える。そのため、今日示されたスケジュールは、拙速な感じが拭えない。急がなければならない最たる目的は何か？
- ・ 子育て支援課長：当初予算については、当該事業の「給付費（利用者負担分の町支弁）」として関連予算を計上している実績はある。
- ・ 正村委員：当該事業の財源は？
- ・ センター長：施設の開設に係る関連経費について町負担はない。すべて事業者負担で

ある。

- 正村委員：そもそも論になるが、2年前の公有財産購入時に、放課後デイは位置付けられていたのか？
- 健康福祉課長：先ほど申し上げたとおり、当初の用途は2つに限定していた。その後、当初の用途に適合する事業として今日の用途となっている。町全体の土地利用の担当は健康福祉課ではないが、全体像は毎年議会に説明しているのでお示しすることになる。健康福祉課としては、まずは、福祉分野に係る全体の土地利用構想は整理する。
- 正村委員：近いうちに、町として、全体の土地利用を整理し議会に説明があるものと理解した。放課後デイの町外利用者の実態は？
- センター長：資料では13名となっているが、最新の状況で言えば、14名（小学生：10名、中学生：1名、高校生3名）が町外事業所を利用している。
- 正村委員：新たな事業者が機能するメリットは？
- センター長：14名はほぼ帯広の施設を利用している。町内を送迎エリアとしている事業所は少なく、保護者が送迎するケースも多い。この負担が大きな課題であるが、町内に新たな民間事業所が機能することで、当該事業者が一定範囲の距離であれば送迎することも可能であり、これまでの課題を解決できることを期待している。
- 正村委員：説明を受けている事業のスケジュールは、10月に事業者の公募開始。国では（障がい事業サービスの）質の担保を重視している。公募者の事業レベルの確認は遺漏なくできるのか？
- 子育て支援課長：まずは、町として事業実施場所の特定をしたい。それを踏まえて、公共性の担保できるプロポーザルを考えている。短期決戦で取り組んでいく。
- 正村委員：（土地全体の）用途の整理は、公募の後か？条例制定の要否は？
- 健康福祉課長：用途は現行で可と解釈している。条例改正は予定していない。
- 常通委員：資料に記載の現状として、現行の町外事業所の利用者（13名）は全体の放課後デイ（57名）とは別か？包含されているか？
- センター長：57名中（最新の情報としては）14名が町外利用者という意味である。
- 常通委員：新規事業実施場所である生活体験住宅の（3LDK）利用内容は？
- センター長：14名のうち発達支援センター（以下「センター」という。）との併用利用者も存在する。センターの利用は最大で週に1度。追加として新規事業所である。
- 常通委員：センターが手狭でないのなら、センターを利用できないか？
- 子育て支援課長：未就学児も含めると約100人の利用がある。これ以上の利用数の増は厳しい。そのため、新たな場所での事業展開をしようとするものである。
- 柴田委員：町行政全般において、時代背景も踏まえると、直営のみならず民間参入は必須要素である。しかしながら、障がいサービスの中で放課後等デイは（採算確保の視点で）厳しい事業のひとつ。参入後の民間に対する町の支援姿勢（人・金）がどのようになっていくのかが重要な視点だが、その見通しはいかがか？
- 子育て支援課長：これまで実績がないため、具体事項に言及できないが、両輪となって運営していきたい。
- 常通委員：今回、事業実施予定の住宅規模は70㎡。広さは満足するようだが、今後

に向けて改修等の見通しは？

- ・センター長：帯広市では戸建てを改修使用している。それと同等であり、スペースは十分である。
- ・健康福祉課長：現施設をそのまま活用できるので、今後の改修等の費用は一切かからない。
- ・常通委員：今回事業展開しようとする用地のマーキング（資料添付の図面）の意味は？
- ・健康福祉課長：健康福祉課所管の財産の意味である。
- ・黒田委員：今回の調査事項は、放課後デイの事業拡大が趣旨。計画にも位置付けされていると理解する。生活体験住宅と（放課後デイが）共生することになるが新たな課題はないか？
- ・健康福祉課長：先ほども申し上げたとおり、財産取得時の用途（シェアハウス等）と同じ目的の事業であり、特に課題はないものと考えている。
- ・黒田委員：この場所の選定理由は、生活体験住宅との一体性は理解するものの、利用者視点も重要と捉える。仮に違う場所の選択肢はないか？
- ・健康福祉課長：3年スパンの（障がい者・障がい児）計画に、当該事業は位置付けられている。土地利用は毎年点検している。
- ・黒田委員：町の課題解決と民間の事業戦略が合致する事業であることは理解、賛同する。町が求める事業者への課題解決の最たるものは何か？
- ・子育て支援課長：障がいのある方が自立するために、共通認識をもっていきたい。
- ・黒田委員：民間に行政財産を使用させる計画である。仮に民間が撤退した時でも町が直営でも取り組む姿勢（責任）なのか。
- ・子育て支援課長：事業者を新たに探すなど、その時点で検討していきたい。
- ・正村委員：道が認可権を持つ事業と解している。町は権限委譲を受けていない事業であるが、中・長期的な視点に立った事業誘致と捉えてよいか？
- ・子育て支援課長：発達支援システムの拡充を目指している。
- ・正村委員：民間事業者の事業展開にあたって、町有地以外の場所への検討はなかったのか？
- ・センター長：民間事業者は町内の複数個所を検討した結果、今回、提案の町有地に行き着いた経過である。また、他の町有地の候補としては、発達支援センター既存棟、教員住宅、中心市街地空き店舗等も検討した経過がある。
- ・正村委員：放課後デイ、生活体験住宅の事業に際し、並行して目指すものに、働く場の確保という説明があった。その説明を踏まえると、当該ゾーンにおいて、福祉事業の展開を充実・拡充していくことが想定される。地域住民や、現在、宅地分譲している事業者や購入予定者などへの説明が不可欠、急務ではないか？
- ・健康福祉課長：まだ、対外的に説明していく段階ではない。
- ・常通委員：全体的な土地利用のあり方について伺いたい。これまでの町と議会の情報共有の流れとして、実行計画に基づく「公共施設等再配置構想」をベースに、主要な事業が進行しているという認識を持っている。前回（昨年）の合同委員会以降、その共通認識の中に位置付けられていない中で、重要かつ新たな単独の福祉事業が先ん

じて展開されていくということは、そもそも手順として違和感があるがいかがか？

- ・健康福祉課長：(構想が) 根底から大きく変わったものではない。民間のスピードに対応していくことも重要であり、改めて整理する構想は議会にきちんと説明したい。
- ・常通委員：事業開始が2月以降となっているが、詳細は？当初予算で計上するなど年度の区切りからスタートすべき事業と考えるがいかがか？
- ・センター長：民間事業者の計画として、最速で2月を目標とする意思を尊重したスケジュールである。新年度の利用者確保するためには、4月開所では遅いという判断によるものである。
- ・委員長：他に質疑はないか？
- ・(質疑なし)
- ・委員長：調査事項「ア」を終える。

- ・委員長：自由討議についてお諮りする。
- ・黒田委員：事業の取組み自体に反対するものではない。ただ、その前段(前提)として、議会として確認すべき事項(ゾーンとしての土地利用や位置選定)を委員間で改めて協議し整理したい。
- ・柴田委員：国自体の動きとして、民間に事業を委任していく大きな流れがあるのは現実である。この流れで重要なのが、民間への「下支え(人員・財源)」が明確か否かだと考える。町レベルの地方公共団体では直接支えるだけの足腰の強さは担保できない。そのあたりを、今後も事業の進捗と並行して町と意見交換していきたい。
- ・正村委員：土地利用一帯の構想について、当初の財産取得時の説明と比べ、拡大解釈の感触が拭い去れない。単体事業を否定するものではないが、土地利用のゾーニングが整理されてから、この事業の実施に進んでいく順序が正しいと捉える。公有財産の管理は町長の権限。放課後等デイは議決不要。とはいえ重要な機能である事業展開であり、本来は土地利用から決めていくものと考えている。
- ・常通委員：事業自体に異論はない。ただ、唐突感は否めない。事業を取り巻く様々な課題が輻輳し、かつ、民間に委ねる事業でもあり継続調査をしていくべきである。
- ・黒田委員：本日の質疑及び自由討議を踏まえると、大きく2つの課題が見えてきた。議決事項である財産取得に係る当時の説明との整合性。事業実施の位置選定(場所)の根拠と事業の位置付け(暫定・試行・定着等)。
- ・委員長：町が抱えてきた課題を民間活力を活用し解決しようとする事業姿勢は理解できるものの、前提となる諸課題の整理が必要との総意と捉える。場合によっては総務経済常任委員会(土地利用、財産活用)に及ぶ事項もあり、合同委員会も念頭に取り組んでいきたい。異議ないか？
- ・(異議なし)
- ・委員長：以上で自由討議を終了する。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

正副一任とする。

(2) その他

- ・委員長：他に「その他」はないか？
- ・委員長：抽出事業シートについて未提出の委員は速やかな提出を願う。
- ・(議長・事務局なし)

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	2名	議員	0	合計	2名
------	-----	----	-------	----	----	---	----	----

令和3年9月22日

厚生文教常任委員会委員長 渡辺 洋一郎